

# 伊達市・壮瞥町・大滝村 合併協議会だより

第5号



平成16年3月1日発行

編集/発行 伊達市・壮瞥町・大滝村合併協議会事務局

住所 〒052-0101 有珠郡壮瞥町滝之町301番地29壮瞥町合同事務センター内

TEL0142-66-3341 FAX0142-66-3351

## 議会議員選挙区設置で合意

### 第3回議員等の定数及び任期小委員会

2月17日、「第3回議員等の定数及び任期小委員会」が伊達市消防・防災センターで開催され、議員の在任特例の適用や選挙区の設置などについて協議が行われ、旧市町村単位で選挙区を設置することが決定されました。

前回の委員会で、本来の議員定数は26とすることが決定されましたが、議員の在任特例の適用については継続審議となっていました。新市設置時に合併特例法による在任に關する特例を適用するか、あるいは原

則により直ちに本来の議員定数による選挙を行うか協議しましたが、今回も委員の意見はまとまらず、次回さらに議論を詰めていくこととなりました。

意見を反映させる上で必要である」などの意見がだされ、旧市町村単位で選挙区を設置することが決定されました。なお、議員定数26の選挙区ごとの配分については、継続して審議することとなりました。

#### 解説

#### ① 議会の議員の在任に関する特例（合併特例法第7条）

合併の効果を一層確実に発揮するためには、合併協議会において作成される市町村建設計画の実施が極めて重要なものとなりますが、この計画はもっぱら合併後の市の決定にしたがって実施されることになりません。そこで、この計画の実効性を高めるために一定期間（最長で2年間）引き続き議員として在任させ、その意見を市町村建設計画の実施に

反映させることが必要であるとの考えから、原則（左記）に基づかない在任特例措置が設けられたものです。

#### ② 原則（地方自治法第91条）

地方自治法第91条第2項では、市町村の議会の議員の定数に関する規定があり、仮に、3市町村が合併した場合の人口（平成12年国勢調査・40,887人）では、26人を超えない範囲内（人口5万未満の市及び2万以上の町村）で条例により定めなければならないとされています。

#### ③ 選挙区（公職選挙法第15条）

公職選挙法第15条で、「市町村は、特に必要があるときは、条例で選挙区を設けることができる。」とされており、かつ、「選挙区における議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。」と規定されています。

（実例）

注 「市町村は、特に必要があるときは」とは、市町村合併が含まれる。

# 新市まちづくりへの提言

## 新市まちづくり計画住民会議

「新市の将来像」や「重点的に取り組むべき施策」などを検討してきた新市まちづくり計画住民会議の「新市まちづくりへの提言」がまとまり、1月28日、新市建設計画策定小委員会に提出されました。その内容を紹介します。

### 《新しいまちづくりの方向性》

#### 将来像

伊達市、壮瞥町、大滝村は、大滝村を源とする長流川が貫流し、そのほとりに広がる水と緑の自然が豊かで、各所に湧き出る温泉や洞爺湖、昭和新山、有珠山といった景勝地を有し、自然の恵みを受けながら、火山と共生するまちです。このような恵まれた自然環境を活用し育て、やすらぎのある住環境といきいきと暮らし、住んでよかったと実感できるまちづくりをめざしていくことが重要です。

そのためには、住民が日々の生活の中で、地域愛を大切にしながら一人ひとりができることを考え、実践することが大切です。

また、住民と行政の信頼関係を構築し、お互いの協働によりこぞって新市発展に努力することが大切です。

住民会議では、まちづくりに対するさまざまな意見を踏まえ、このような認識のもとに新市まちづくりの

将来像を次のように設定しました。

**地域の特性を生かし  
自然に囲まれ、  
安心して豊かに  
くらせるまち**

**主要な課題と重点的に  
取り組むべき施策**

#### (1) 「安心」を実感できるまち

##### 《生活・基盤分野》

#### ◎主要な課題

①平成12年の有珠山噴火後整備された伊達市防災センターを有効に活用していくとともに、住民への的確な情報発信を進めていくことが求められています。

②情報化社会の急速な進展に伴い、市民の情報通信を活用する機会が増加しており、高度情報通信網の整備拡充が求められています。

③若者やUターン希望者等の定住促

進に向けた公営住宅の供給や、下水道の整備・合併浄化槽の整備促進が求められています。

④新市においても多雪地域の除雪は住民生活への影響が大きく、幹線道路のみならず、生活道路の除雪体制の確立により、安心して生活できる環境づくりが求められています。

⑤公共交通機関の充実は大きな課題ですが、バスの利用者は年々減少してきており、公的補助を行ってバス路線を維持している状況を踏まえ、より利用しやすいダイヤとすることや、地域住民の利用促進など、行政、事業者、住民が一体となって具体的方策を検討していくことが必要であり、地域で安心して暮らせるよう公共交通の確保・充実が求められています。

⑥高齢者が安心して暮らせるまちづくりに向けて、住民との協働により生活を支援する仕組みづくりや、生活習慣病の予防など健康を保持する取組が求められています。また、高齢者の経験や能力を活かして地域づくりやボランティア活動に参加するなど、生きがいをもって生活できることが求められています。

⑦子育ては、家庭だけの対応が難しくなっており、地域全体で対応することが重要です。延長保育など地域のニーズを踏まえ、仕事と育児を両立できる環境づくり、安心して子育てができる環境整備・制度の充実が求められています。

#### 【重点的に取り組むべき施策】

○新たな地域防災計画の策定  
○高度情報通信網の整備促進  
○公営住宅や下水道・合併浄化槽の整備促進  
○生活道路除雪体制の確立  
○公共交通の確保・充実  
○高齢者の社会参加の促進  
○子育て支援の充実

#### (2) 「豊かさ」を実感できるまち

##### 《産業人づくり・文化・交流分野》

#### ◎主要な課題

①産業の振興は、新市の発展に欠くことのできないものであり、異業種の連携を深めることなどにより経済活動の活性化を図ることが求められています。

本地域の基幹産業の一つである農業は、国際競争が進み厳しい状況に置かれていますが、一方では「食」の安全ということが要請されており、安全を基本に、地域の特性を活かした観光産業との連携や地産地消の推進が求められています。

また、生産量を確保し安定供給を図ることやブランド化など付加価値を高める取組も重要です。農業従事者は高齢化が進み、後継者不足が問題となっており、人材育成を図ることが求められています。

②新市に来訪する観光客は、年間数百万人を数えますが、そのほとんどが通過型観光客であり、これをいかに滞在型に転換するかが大きな課題となっています。

このため、第一次産業や自然・文化財を活かした体験型観光の促進、地域が一体となったホスピタリティ向上への取組、観光施設のバリアフリー化などが求められています。

また、地域のイベントは、各地域の特性を活かして住民が一体となって培ってきたものであり、新市全体で盛り上げていくことが求められています。

③教育は家庭のみならず、地域全体での取組が必要となっており、地域での親子のふれあいや世代間の交流機会の充実を図るなど、家庭・地域が連携し地域の教育力を高めることが求められています。

また、国際交流、スポーツ、イベント、自然体験や社会体験、ボランティア活動など地域に根ざした活動を通じて郷土に対する認識を育むことが求められています。

④地域の文化は、それぞれの地域において永い歴史の中で培われ受け継がれたものであり、地域の歴史・文化の伝承と新しい文化の創造が求められています。

**【重点的に取り組むべき施策】**

- 農業の振興（観光産業との連携、高付加価値化、人材育成等）
- 体験滞在型観光の推進（地域資源を活かした観光ルートの開発等）
- 地域イベントの活性化
- 国際交流、スポーツ、自然・社会体験等地域に根ざした活動の推進
- 地域特性を重視した文化・芸術活動の推進

**③「自然」を実感できるまち**

**《環境分野》**

**◎主要な課題**

①新市は国立公園を有し、豊かな自然環境に恵まれ、国内でも有数の観光地として発展しています。

この恵まれた自然を、地域内外の人々の「癒しの場」として活かすために、住民と行政が一体となり、自然と調和したまちづくりが求められています。

②地域を貫流する長流川流域では、約200種もの野鳥が生息しており、レッドデータブックの「絶滅危惧種」、「準絶滅危惧種」が16種もあり、こうした貴重な自然と共生しながら地域づくりを進めていくことが求められています。

③森林は環境保全に大きな役割を果たしており、川を通じ海の環境にも影響しています。地域の良好な環境を保つため、住民との協働による長流川流域の森づくりなど環境保全の取組を進めていくことが求められています。

④伊達市では環境基本条例が制定されており、条例に基づく「環境基本計画」を新行政区と整合させ、循環型社会の形成を一層推進していくことが求められています。

**【重点的に取り組むべき施策】**

- 豊かな自然環境を活かしたまちづくり
- 地域の環境保全対策の推進
- 新たな環境基本計画の策定
- ごみ減量化に向けたリサイクル対策の推進

**④ 健全な行財政運営**

○新市においては、多様化する行政課題や住民ニーズに適切に対処し、サービス水準の維持・向上を図るため、限られた人員を適正に配置し、効率的に事業を推進することが求められています。

また、職員には法的な専門知識や企画立案能力を高めるなど、資質の向上が求められています。

○行政区の拡大により、市民と行政のつながりが希薄になることが懸念され、最少の人員で最大の効果をあげる住民と密着した行政の推進が求められています。

○旧行政区の声が新市の議会に届きにくくなる懸念が、選挙区を導入するなど対応が求められています。

○住民と行政の信頼関係を築くためには、住民に分かりやすく情報を提供し、共有することが求められています。

○合併協議会が提示した財政シミュレーションは、合併を判断する大きな要素の一つであると考えられます。新市においては、財政シミュレーションの結果を踏まえ、健全な行財政運営を推進することが求められています。

**《住民自治の確立を目指して》**

**1. 行政の役割**

行政の政策決定には、当然住民も責任を持たなければならぬ、これが住民自治の本旨です。住民

の自治意識を高めるためには、行政、住民の双方が努力しなければなりません。行政側には、自治意識を醸成し育成するという積極的、能動的な姿勢が必要です。行政への住民参加を様々な形で繰り返し実践し、実質的なものにしていかなければなりません。

住民参加による行政運営に決まったマニュアルがない以上、行政側にとっては非常に面倒な作業でもあります。しかし、これからの自治体運営に欠くことはできず避けて通れない課題なのです。住民の声を聴く手続きを面倒がらず、政策決定課程の中に組み込むことが必要です。

**2. 住民の役割**

今日の行政は、旧来のように国が示す施策を行えばいいということではなく、様々なところで知恵を発揮しなければならぬようになってきました。住民の知識・経験を生かさないならなくなってきたのです。住民は、差し迫っている問題の現状を知り、その解決策としてこうすべきだという意見を出していかなければなりません。結果を批判するだけでは何らの解決にはならないのです。行政の政策決定に先行して提案していく取り組みが必要です。

**3. 地域自治組織のあり方と自治基本条例の制定**

昨年11月の第27次地方制度調査会の最終答申には、住民自治の強

(4頁へつづく)

(3頁からつづき)

化や行政と住民との協働の推進などを目的とする組織として、地域自治組織（行政区的なタイプ及び特別地方公共団体とするタイプ）の設置について述べています。

この組織は、合併後のまちづくりをうまく軌道に乗せる手段として提案されたものですが、一方では住民の自治意識の高揚、そして住民自治を確固たるものにするために活用できる組織であるとも言えます。

住民会議では地域自治組織をどうするか、設けるとした場合どのタイプを選択すべきか、といった点について討議を重ねることはできませんでしたが、この問題は住民にとって非常に関心の高い事項であることから、今後十分な制度の説明を行い、多くの住民の意向を汲み取りながら方向を定めていくことが大切です。

前述したような行政への住民参加、それを保障する行政の役割をはじめ、この地域自治組織の新市行政への位置づけについても明確にするなど、新市発展の基礎となる自治を確立するという観点から、まちづくりの基本となる自治基本条例の制定を提案します。新市建設計画の主要な施策として位置づけし、合併後速やかに制定に向けた取り組みを行うよう明示することを望みます。

## 新市名称は

### 3市町村名を使わないこと

#### 第1回新市名称等小委員会

新市の名称や事務所の位置などについて審議する「新市名称及び事務所の位置小委員会」が2月19日、伊達市消防・防災センターで開催され、新市の名称については旧市町村名を使わないことが決定されました。

「新市の名称」「事務所の位置」は、合併の基本的な協議項目であり、いずれも住民にとって関心の高い事項です。とりわけ新市の名称については、住民の一体感や郷土意識を醸成するとともに、地域の新しい創造に向けて重要な役割を担う、重要性の高い協議項目です。

また、新市の事務所の位置も、住民の利便性などを考慮して決定する事項で、いずれも住民の理解と納得を得ることが必要であり、小委員会では慎重に調査や審議を行っていくこととしています。

第1回の小委員会では、委員長に大滝村の間野委員、副委員長に伊達市の吉村委員を選出した後、合併協議会設立に向けた基本的な考え方で確認されている「新しい合併市町村の名称については旧名にこだわらない」の取扱いについては協議が行われ、新設（対等）合併であるという精神を尊重して、旧市町村名は使わないことが決定されました。

また、続いて新市名称の選定方法についても協議され、伊達市、壮瞥町、大滝

村の住民を対象として公募することが決定されました。

## 4月に「市町村合併に関する住民説明会」を開催

合併協議会では、これまで新市の名称、合併の方式、議員定数の取扱い、事務事業に関する調整など合併に関する様々な検討を行うとともに、住民意向調査や財政シミュレーションを実施してきました。また、合併した場合の新しいまちづくりのビジョンとなる新市将来構想についても3月末まで取りまとめる予定にしています。

こうしたこれまでの検討状況などについて、住民の皆さんにお知らせするため、次の日程で「市町村合併に関する説明会」を開催します。説明会には伊達市長、壮瞥町長、大滝村長も出席する予定です。多数の参加をお待ちしています。

日 時	場 所
4月9日(金) 18:30~20:30	大滝村基幹集落センター (大滝村字本郷84-1)
4月12日(月) 18:30~20:30	伊達市消防・防災センター (伊達市松ヶ枝町13-1)
4月13日(火) 18:30~20:30	壮瞥町公民館 (壮瞥町字滝之町245)

## ご意見・ご質問をお受けしています

合併に関するご意見・ご質問がありましたら、下記にて受け付けています。  
伊達市・壮瞥町・大滝村合併協議会事務局  
❖電話0142-66-3341 FAX0142-66-3351  
❖E-mail gappei@topaz.ocn.ne.jp  
❖ホームページアドレス  
<http://www.nishiiburi.jp/>

## 合併協議会 3月の予定

- 25日 第4回 議員等の定数及び任期小委員会 (14:00~大滝村基幹集落センター)
- 26日 第2回 新市名称及び事務所の位置小委員会 (13:30~壮瞥町公民館)
- 29日 第6回 新市建設計画策定小委員会 (14:00~、壮瞥町公民館)
- 30日 第2回 地域自治小委員会 (14:00~、大滝村基幹集落センター)
- 31日 第6回 合併協議会 (14:00~、壮瞥町公民館)

上記の協議会の会議は公開されていますので、どなたでも傍聴することができます。

